

福島原発事故について

2011. 3. 17

全国保険医団体連合会

会長 住江 憲勇

東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所の爆発、損傷と放射性物質の外部への放出により、原子炉周辺で高濃度の放射線量が検出されるなど、極めて深刻な事態が生まれている。福島第1原発1号機、2号機では、冷却水が送れなくなり、1号機では日本で初めての炉心溶融という重大な事態が起き、その後も原子炉を制御できない事態が続いている。

流出した放射性物質により、周辺住民の被ばくも相次いでおり、大地震と津波による被害に加え、放射能汚染の拡大に住民の不安は頂点に達している。通常より高い放射線量は、関東の広い範囲でも検出されており、原子炉や格納容器が破損し、放射性物質が外部に流出する事態になれば、周辺だけでなくさらに広い範囲に被害を及ぼすことが想定される。

政府は、避難指示を20キロ圏内から30キロ圏内に広げ屋内待機を求めているが、専門家の英知を結集して、大量の放射性物質が外部に漏れる事態を防ぐことが緊急に求められている。また、東京電力、原子力安全保安院を含めて、住民の不安に十分応えられるような正確かつ迅速な情報提供が不可欠である。

本会は、各地の原子力施設の耐震基準の不備を改め、地震対策の抜本的是正を行うとともに、原子力施設の安全体制を調査し、問題のあるものは即時に運転、稼動を中止することを求めてきた。

この立場から、政府に対し、下記事項を緊急に要望する。

記

- 一、今回の原発事故に関わるすべての情報を正確かつ迅速に公表すること。
- 一、国、自治体は相互に連携を強化して、各自治体の放射能汚染状況を確実に広報すること。
- 一、放射能汚染の人体等への影響を正確に国民に周知すること。
- 一、福島原発への対応については、中立的な立場で専門家を結集する第三者機関に委ねること。
- 一、原発の安全性を総点検し、耐震基準についての抜本的な見直しを行うこと。